

(仮称)小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例等の制定に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

条例等の題名	(仮称)小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例等の制定
条例等の案の公表の日	令和2年12月15日(火)
意見提出期間	令和2年12月15日(火)から令和3年1月13日(水)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ) 意見募集の周知(広報紙、メールマガジン、ホームページ)

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	9件(6人)
インターネット	3人
ファクシミリ	3人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、条例等に反映したもの	1件
B	意見の趣旨が既に条例等に反映されているもの	2件
C	今後の検討のために参考とするもの	0件
D	その他(質問など)	6件

〈具体的な内容〉

(1) 定義に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（条例案との差異を含む。）
1	保存建築物の「所有者」と「建築主」との違いが制定（案）の内容のみではよくわからない。用語の定義があるとわかりやすい。	B	本条例の「所有者」は、建築基準法・条例に定義はありませんが、歴史的建築物の所有権を有する者です。 また、「建築主」は、建築基準法で建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者と定義していますが、本条例では、工事に加え、保存に影響を及ぼす行為についても含めています。 なお、本条例では、「この条例において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築基準法及び同施行令において使用する用語の例による。」と規定します。

(2) 維持管理に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（条例案との差異を含む。）
1	定期報告の時期が1年毎となっている。どの歴史的建築物にも1年毎の状況調査と報告が必要なのか。	A	定期報告の時期を1年毎とする用途は、就寝時に火災の発見が遅れる等、避難に時間を要する恐れがある施設とし、それ以外の施設については、用途、規模に応じた報告時期とするよう規則に定めます。

(3) 権利義務の継承に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（条例案との差異を含む。）
1	所有者変更の際に新所有者に権利義務を承継することを義務付けることは可能なのか。	B	保存建築物の指定に関する権利義務の承継については、条例に規定するため、義務付けは可能です。

(4) その他に関すること（質問など）

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（条例案との差異を含む。）																
1	条例の対象となる登録有形文化財、景観重要建造物、歴史的風致形成建造物、県指定重要文化財及び市指定重要文化財の建築物がそれぞれ何棟、重複を除き計何棟あるのか。	D	<p>本条例の対象となる歴史的建築物の棟数は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>歴史的建築物</th> <th>棟</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録有形文化財に登録された建築物</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>景観重要建造物に指定された建築物</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>歴史的風致形成建造物に指定された建築物</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>県指定重要文化財に指定された建築物</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市指定重要文化財に指定された建築物</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>重複を除いた建築物</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table> <p>※景観重要建造物は、今後指定の予定</p>	歴史的建築物	棟	登録有形文化財に登録された建築物	25	景観重要建造物に指定された建築物	0	歴史的風致形成建造物に指定された建築物	12	県指定重要文化財に指定された建築物	3	市指定重要文化財に指定された建築物	3	合 計	43	重複を除いた建築物	38
歴史的建築物	棟																		
登録有形文化財に登録された建築物	25																		
景観重要建造物に指定された建築物	0																		
歴史的風致形成建造物に指定された建築物	12																		
県指定重要文化財に指定された建築物	3																		
市指定重要文化財に指定された建築物	3																		
合 計	43																		
重複を除いた建築物	38																		
2	<p>県下で唯一お城が存在する城下町小田原において待ち望まれた条例の制定と考える。</p> <p>現状において歴史的な価値を有する建築物の所有者は維持活用に多大な費用がかかり苦慮されている。行政の手厚い援助と市民に開かれた活用並びに保存を望む。</p>	D	<p>歴史的な価値を有する建築物については、所有者の負担を軽減するため、既に、補助制度を創設しておりますが、今後も、新たな補助制度について検討します。</p>																
3	<p>対象となる建物についてだけを論じるのではなく、天守閣や市内の歴史的建築物が位置する地域での視認性や存在感も同時に配慮すべきと思う。</p> <p>周辺の近代の建物がどうあるべきか、通りにおいてどのように見えるか、「ビュー」という視点を、盛り込むべきではないか。</p>	D	<p>本条例は、建築基準法に基づき、建築物に対する条例であるため、周辺環境まで規制することはできません。</p> <p>なお、本市景観計画では、天守閣へのビューポイントを確保することとしています。</p>																

4	<p>本条例の制定を歓迎する。</p> <p>今後、単体の歴史的建造物に対する条例だけではなく、地区単位で、防火基準の緩和を行い木質化と木造建築物を推進し景観を整えられるよう要望する。具体的な地域や地区として、三の丸地区、かまぼこ通り、板橋地区、国府津 1 号線沿いの街並みなど、歴史的町並みの保存再生も考え、新築であってもその地区特有の特色を持った建物にあう建築物であれば適用除外指定をして街並みの景観を促進してほしい（出し桁のある町屋の再現など）。</p> <p>その為の独自条例の制定へと発展させるよう重ねて要望する。</p>	D	<p>本条例は、建築基準法第 3 条第 1 項第 3 号に基づき、歴史的建築物について、法の適用を除外できる条例であり、新築は対象としていません。</p> <p>なお、歴史的建造物の保存・活用において、所有者等のための相談窓口や支援体制等、本条例を積極的に活用していただくための仕組みを構築しながら、更なる歴史的建造物の保存・活用、街並み環境整備を推進していきます。</p>
5	<p>敷地の区画の変更も条例で規制すべきと考える。</p>	D	<p>歴史的建築物は、敷地を含め歴史的価値を判断することは重要ですが、本条例は建築物に対する条例であるため、敷地の区画の変更は規制できません。</p> <p>なお、別邸などの建造物に附属し、歴史的風致を形成している庭園等については、歴史的風致形成建造物の指定等により、保全に努めていきます。</p>

<p>6</p>	<p>条例等の制定されることは大変有意義であると思う。</p> <p>小田原市は歴史的建造物の宝庫であり活用されているが、所有者の高齢化・後継者不足・維持管理費の負担等、維持が困難となっている。</p> <p>景観重要建造物指定候補は、市内全ての調査を実施することも大事と思われるが、どのような選択方法とするのか。</p> <p>歴史的風致形成建造物指定候補も大事である。</p> <p>歴史的建造物の保存・活用については、民間活力による公民連携の促進を前面に出し、市民のやる気を引き出すようにしてほしい。</p>	<p>D</p> <p>現在策定を進めている小田原市歴史的風致維持向上計画（第2期）の重点区域内の核となる民有の歴史的建造物については、歴史的風致形成建造物として位置付け、保存・活用に係る支援を行っていきます。</p> <p>なお、景観重要建造物の指定候補については、小田原市歴史的風致維持向上計画（第2期）と連動させていくため、まずは、重点区域内を対象に調査を開始したところです。</p> <p>本条例については、積極的に活用していただくための相談窓口や支援体制等の仕組みを構築していき、また、歴史的風致維持向上支援法人として指定していく等、地域と一体となって、公民連携により、更なる歴史まちづくりを展開していく予定です。</p>
----------	---	--